【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 基幹山田 17

事業番号 A-4-2

事 業 名 遺跡調査事業 (震災復興支援) 山田町

事 業 費 総額 0.18 億円 (国費 0.13 億円)

(内訳:共済費・賃金 0.02 億円、旅費 0.05 億円、需用費 0.02 億円、使用料 0.09 億円)

事業期間 平成 24 年度 ~ 平成 27 年度

事業目的

東日本大震災津波からの復興に係る開発事業(道路事業、区画整理事業、災害公営住宅建設事業等)に先立ち、埋蔵文化財の分布・試掘調査を行うとともに、被災により自力での調査実施が困難な山田町の試掘・本調査の支援を行うことによって、埋蔵文化財保護と開発事業との円滑な調整を図るもの。

事業地区

山田町

事業結果[調査概要]

- 〇 平成28年3月調査終了
- 〇 調査結果

埋蔵文化財の分布・試掘調査及び山田町の調査支援を行った。

<調査等数>

分布調查 6 遺跡、試掘調查 25 遺跡、町支援 9 遺跡

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

- 開発事業の計画初期段階から各事業者との協議を実施し、域内における埋蔵文化財の取扱いについて総合的に把握することに努めた。上記を踏まえ開発の可能性がある範囲も含めて先行的な埋蔵文化財の分布・試掘調査等を行うことで、具体設計後に生じた計画変更等にも迅速に対応するなど、埋蔵文化財の保護と円滑な開発事業実施の両立を図ることができ、山田町の早期復興に寄与した。
- 調査成果の活用や現地での説明会等によって、地域住民の埋蔵文化財に対する理解が深まるとともに、地域の文化財を見直す機会となり、文化的向上の一助となった。

「評価」

上記のとおり、先行的な埋蔵文化財の分布・試掘調査等の実施によって、埋蔵文化 財保護と開発事業との円滑な調整が図られていることから、本事業は事業目的に即し た効果を発揮していると判断する。

② コストに関して

「調査・分析]

- 岩手県会計規則等に基づき契約手続きを行っている。
- 調査機器等の契約の際に一括契約を行うなど、他地域における遺跡調査事業との 連携を図ることによって、コスト削減に努めた。

[評価]

上記のとおり、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であり、調査機器等の契約において、他の事業実施地域と一括契約を行うなど、コスト削減にも努めていることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

想定事業期間		実際の事業期間
調査	平成 24 年度~平成 27 年度	平成 24 年度~平成 27 年度

○ 調査等の大幅な遅延は無く、開発事業に影響を与えずに計画的な調査を実施することができた。

「評価]

上記のとおり、開発事業に影響を与えることなく、計画的な調査を実施していることから、本事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

岩手県 教育委員会 生涯学習文化財課 電話番号:019-629-6182





【割畑沢 I 遺跡(漁業集落集団移転事業) 調査風景】



【割畑沢 I 遺跡 検出した遺構】

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 基幹山田 19

事業番号 C-1-2

事業名 漁港環境整備事業 (山田町) 大浦漁港区域内

事業費 総額 0.75 億円 (国費 0.55 億円)

(内訳:設計費 0.05 億円、工事監理費 0.03 億円、工事費 0.67 億円)

事業期間 平成 24 年度~平成 30 年度

事業目的

東日本大震災津波によって、大浦漁港は壊滅的な被害を受けた。快適な漁港環境を確保するため、本漁港の区域内において、緑地、便所等の施設整備を行い、漁村及び水産業の復興を図るもの。

事業地区

山田町 大浦地区 ※別紙の図面、写真を参照

事業結果

- 漁港環境整備施設一式(樹木、芝生等 一式、トイレ1棟、四阿1棟、駐車場 一式 等)
- 〇 平成31年2月完成

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

- 当該施設は、大浦漁港を利用する地域住民及び漁業者の憩いの場として多目的機能を有しており、漁港の環境向上に寄与している。
- 漁港背後の漁村には人家が密集しており、漁業者等の安らぎの場所が少ないこと から、整備施設が日常的に漁業者・地域住民の休憩場所・情報共有場所等の地域コミュニティ構築の場として活用されている。
- 〇 なお、当該施設の清掃管理等については山田町と管理委託契約を締結している。 「評価]

上記のとおり、本事業によって漁港環境整備施設の整備が図られ、漁港の環境向上に寄与していることから、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると判断する。

② コストに関して

[調査・分析]

- 岩手県会計規則等に基づき適正に工事の競争入札を実施しており、事業費積算に おいては土木工事標準積算基準書等の算定根拠を用いている。
- 周辺の災害復旧工事から発生した土砂を盛土材料として活用するなど、コスト縮減に努めながら事業を進めた。

「評価)

上記のとおり、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であり、他の 工事で発生した土砂を盛土材料として活用することで、コスト縮減に努めていること から、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
設 計	平成 24 年度~平成 25 年度	平成 24 年度~平成 28 年度
整備工事	平成 24 年度~平成 26 年度	平成 28 年度~平成 30 年度

○ 本事業は、平成24年度に事業着手し、平成26年度に整備完了予定であったが、本事業の整備箇所が、防潮堤等の災害復旧工事による作業ヤードとして使用されていたこと等の理由によって、整備工事の着工が遅れ、事業期間が延伸し、完了が平成31年2月となった。

[評価]

上記のとおり、防潮堤等の復旧工事の作業ヤードとして使用されていた等の理由によって工事の着工が遅れ、事業期間が延伸したものであり、施設整備のための事業期間としてやむを得ないものと考えられることから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

岩手県 農林水産部 漁港漁村課 電話番号:019-629-5828

C-1-2 漁港環境整備事業 (山田町) 大浦漁港区域内地区

<位置図>



<平面図>



<被災直後の状況>





<整備後の状況>





【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 基幹山田 20

事業番号 C-1-3

事業名 漁港環境整備事業 (山田町)船越漁港区域内

事業費 総額 1.1 億円 (国費 0.82 億円)

(内訳:設計費 0.06 億円、工事管理費 0.02 億円、工事費 1.02 億円)

事業期間 平成 24 年度~平成 30 年度

事業目的

東日本大震災津波によって、船越漁港は壊滅的な被害を受けた。快適な漁港環境を確保するため、本漁港の区域内において、緑地、便所等の施設整備を行い、漁村及び水産業の復興を図るもの。

事業地区

山田町 船越地区 ※別紙の図面、写真を参照

事業結果

- 漁港環境整備施設一式(樹木・芝生等 一式、トイレ1棟、四阿1棟、駐車場 一式 等)
- 〇 平成31年3月完成

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

- 当該施設は、船越漁港を利用する漁業者や周辺の住民に利用されているほか、海水浴等のレジャー目的で漁港を訪れる方々にも利用されている
- 今後は、近隣学童の学習目的や釣り等のレジャー目的での施設利用者の更なる増加等に伴う、産業振興や地域コミュニティの活性化が期待される。
- なお、当該施設の清掃管理等については山田町と管理委託契約を締結している。 「評価]

上記のとおり、本事業によって漁港環境整備施設の整備が図られ、漁港の環境向上 に寄与していることから、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると判断す る。

② コストに関して

「調査・分析]

- 〇 岩手県会計規則等に基づき適正に工事の競争入札を実施しており、事業費積算に おいては土木工事標準積算基準書等の算定根拠を用いている。
- 周辺の災害復旧工事から発生した土砂を盛土材料として活用するなど、コスト縮減 に努めながら事業を進めた。

[評価]

上記のとおり、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であり、他の 工事で発生した土砂を盛土材料として活用することで、コスト縮減に努めていること から、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
設 計	平成 24 年度~平成 25 年度	平成 24 年度~平成 28 年度
整備工事	平成 24 年度~平成 26 年度	平成 29 年度~平成 30 年度

○ 本事業は、平成24年度に着手し、平成26年度に整備工事を完了する予定であったが、本事業の整備箇所が、漁港等の復旧工事による作業ヤードとして使用されていたこと等の理由によって、整備工事の着工が遅れ、事業期間が延伸し、完了が平成31年3月となった。

[評価]

上記のとおり、漁港等の復旧工事の作業ヤードとして使用されていた等の理由によって工事の着工が遅れ、事業期間が延伸したものであり、施設整備のための事業期間としてやむを得ないものと考えられることから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

岩手県 農林水産部 漁港漁村課 電話番号:019-629-5828

C-1-3 漁港環境整備事業 (山田町)船越漁港区域内

<位置図>



<平面図>



<被災直後の状況>



<整備後の状況>



<整備後の状況(全景)>



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 基幹山田 23

事業番号 D-4-1

事 業 名 災害公営住宅整備事業 豊間根地区(山田町)

事 業 費 総額14.1億円(国費12.3億円)

(内訳: 用地補償費 0.5 億円、設計費 0.7 億円、工事費 12.9 億円)

事業期間 H23 年度~H26 年度

事業目的

東日本大震災津波によって、山田町は全壊 2.762 戸、半壊 405 戸などの家屋被害を受 けた。このため、恒久的な住宅として災害公営住宅を整備することにより、東日本大震 災津波で住宅を失った被災者の居住の安定を図るものである。

本事業は、山田町と締結した災害公営住宅の整備に係る協定書に基づき、災害公営住 宅72戸を整備したものである。

事業地区

山田町 豊間根地区 ※別紙の図面・写真を参照

事業結果〔整備概要〕

〇 団地整備地区 豊間根地区

72戸(1DK:12戸、2DK:36戸、3DK:24戸) 整備戸数

〇 構造・規模 鉄骨造3階建て2棟 延べ床面積(1棟あたり)2,361.12㎡

〇 付帯施設 集会所、駐車場、駐輪場

〇 入居開始時期 H26年7月

〇 その他 整備:県、管理:県

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

「調査・分析〕

- 東日本大震災津波により被災された方が入居し、住まいの再建が果たされて いる。
- 令和2年3月末時点で、整備戸数72戸のうち53戸が入居中である。
- 整備戸数は被災者に対する意向調査等をもとに決定したが、被災者の住まい の再建に向けた意向の変化や、退去等のため空き住戸が発生した。
- そのため、被災者向けに再募集を行ってきているほか、令和2年7月から、 当住宅を含む県が管理する沿岸部の災害公営住宅について、被災者以外の入居 も可能としており、今後、入居率の向上が期待できる。

【入居率】

令和2年3月末時点 53 戸/72 戸=73.61%

令和4年3月末時点 54 戸/72 戸=75.00%

【退居世帯数】

18戸(入居開始~令和4年3月末時点)

○ 集会所においては山田町社会福祉協議会主催「茶話会」が行われる等、整備 施設の活用がなされている。

上記のとおり、本事業によって災害公営住宅が整備され、東日本大震災津波で 住宅を失った被災者の居住の安定が図られていることから、本事業は事業目的に 即した効果を発揮していると判断する。

② コストに関して

「調査・分析]

災害公営住宅の建設に当たっては、国土交通省の定める標準建設費の範囲内で実施するとともに、「岩手県復興住宅の基本方針」(H23.10)に基づき、「災害公営住

の整備に関する方針」(H24.10)、「岩手県災害公営住宅設計標準」(H25.1)を定め、住宅の仕様等の標準化を進めることで、住宅の基本性能を確保しながら建設コストの削減や工期の短縮を図った。

「評価]

宅

上記のとおり、国土交通省が定める標準建設費の範囲内で実施された事業であり、住宅の仕様等の標準化を進めることで、住宅の基本性能を確保しながら建設コストの削減や工期の短縮も図られていることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
用地取得	H23 年度~H24 年度	H23 年度~H24 年度
設計	H24 年度	H24 年度
工事	H24 年度~H25 年度	H25 年度~H26 年度

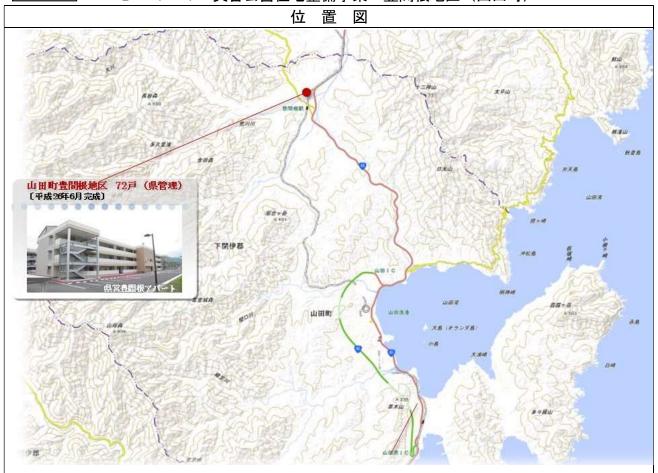
- 大規模団地であること及び用地取得が早期に完了することが見込まれたこと から、従来型の建設方式である直接建設方式を採用して、整備を行った。
- 設計においては計画通り進めることができたものの、建築工事において、資材 調達の遅れや労働者の不足及び大雪の影響により、工期の延伸が生じた。
- 事業期間の延長に伴う入居時期の延伸については、書面及び広報誌により、入 居予定者及び被災者への周知を適切に行っており、入居への影響は限定的と考え られる。

[評価]

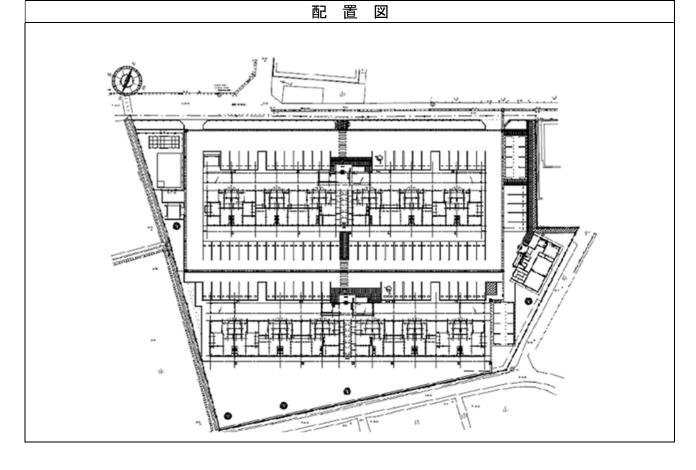
上記のとおり、資材調達の遅れや労働者の不足、大雪の影響により事業期間が延伸したものであり、災害公営住宅整備のための事業期間としてやむを得ないものと考えられることから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

岩手県 県土整備部 建築住宅課(住宅計画担当) 電話番号:019-629-5934



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平 28 情複 第 1244 号)





【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 基幹山田 24

事業番号 D-4-2

事 業 名 災害公営住宅整備事業 山田北・中部地区

事 業 費 総額計 32.3 億円 (国費計 28.3 億円)

(内訳: 用地補償費計 1.3 億円、設計費計 1.4 億円、工事費計 29.6 億円)

事業期間 H24 年度~H28 年度

事業目的

東日本大震災津波により、山田町は全壊 2,762 戸、半壊 405 戸などの家屋被害を受けた。 このため、恒久的な住宅として災害公営住宅を整備することにより、東日本大震災津波で住 宅を失った被災者の居住の安定を図るものである。

本事業は、山田町と締結した災害公営住宅の整備に係る協定書に基づき、災害公営住宅計107戸を整備したものである。

事業地区

山田町 北浜地区、大沢地区 ※別紙の図面・写真を参照

《団地整備地区別個票》

事業地区

北浜地区

事 業 費 総額 21.9 億円 (国費 19.2 億円)

(内訳: 用地補償費 0.8 億円、設計費 0.9 億円、工事費 20.2 億円)

事業結果〔整備概要〕

〇 団地整備地区 北浜地区

O 整備戸数 72 戸 (1 DK: 8 戸、2 DK: 44 戸、3 DK: 20 戸)

〇 構造・規模 鉄筋コンクリート造4階建て

延べ床面積 4,808.41 m

〇 付帯施設 集会所、駐車場、自転車置場

○ 入居開始時期 H28 年 11 月

○ その他 整備:県、管理:県

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

- 東日本大震災津波により被災された方が入居し、住まいの再建が果たされている。
- 令和2年3月末時点で、整備戸数72戸のうち58戸が入居中である。
- 整備戸数は被災者に対する意向調査等をもとに決定したが、被災者の住まいの再 建に向けた意向の変化や、退去等のため空き住戸が発生した。
- そのため、被災者向けに再募集を行ってきているほか、令和2年7月から、当住宅 を含む県が管理する沿岸部の災害公営住宅について、被災者以外の入居も可能とし ており、今後、入居率の向上が期待できる。

【入居率】

令和2年3月末時点 58 戸/72 戸=80.55%

令和4年3月末時点 64 戸/72 戸=88.88%

【退居世帯数】

12 戸(入居開始~令和4年3月末時点)

○ 集会所においては、自治会役員会及びイベントが行われる等、整備施設の活用がな

されている。

[評価]

上記のとおり、本事業によって災害公営住宅が整備され、東日本大震災津波で住宅を 失った被災者の居住の安定が図られていることから、本事業は事業目的に即した効果 を発揮していると判断する。

② コストに関して

「調査・分析]

災害公営住宅の建設に当たっては、国土交通省の定める標準建設費の範囲内で実施するとともに、「岩手県住宅復興の基本方針」(H23.10)に基づき、「災害公営住宅の整備に関する方針」(H24.10)、「岩手県災害公営住宅設計標準」(H25.1)を定め、住宅の仕様等の標準化を進めることで、住宅の基本性能を確保しながら建設コストの削減や工期の短縮を図った。

[評価]

上記のとおり、国土交通省が定める標準建設費の範囲内で実施された事業であり、住宅の仕様等の標準化を進めることで、住宅の基本性能を確保しながら建設コストの削減や工期の短縮も図られていることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
用地取得	H24 年度~H25 年度	H25 年度
設計	H25 年度	H25 年度~H26 年度
工事	H26 年度	H26 年度~H28 年度

- 用地確保が比較的早期に完了することが見込まれたことから、従来型の発注方式である直接建設方式を採用し、整備を行った。
- 設計業務において、住民の入居意向の変化を踏まえた戸数調整等に伴う修正設計に 時間を要した。
- 建築工事において、復旧・復興工事の本格化に伴う資機材・労働者の不足が要因と される入札不調に対応するため、施工確保対策として県が実施する建築工事の工期の 適正化を図ったことなどから、事業期間の延長が生じた。
- 〇 事業期間の延長に伴う入居時期の延伸については、書面及び広報誌により、入居予 定者及び被災者への周知を行った。

「評価]

上記のとおり、諸条件の変更や資材・労働者の不足に伴い事業期間が延伸したものであり、災害公営住宅整備のための事業期間としてやむを得ないものと考えられることから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業地区

大沢地区

事 業 費 総額 10.4億円(国費 9.1億円)

(内訳: 用地補償費 0.5 億円、設計費 0.5 億円、工事費 9.4 億円)

事業結果〔整備概要〕

〇 団地整備地区 大沢地区

○ 整備戸数 35 戸(1 DK:8 戸、2 DK:20 戸、3 DK:7 戸)

○ 構造・規模 鉄筋コンクリート造5階建て 延べ床面積 2,832.55 m²

○ 付帯施設 集会所、駐車場、自転車置場

〇 入居開始時期 H28 年 4 月

○ その他 整備:県、管理:県

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

- 東日本大震災津波により被災された方が入居し、住まいの再建が果たされている。
- 令和2年3月末時点で、整備戸数35戸のうち30戸が入居中である。
- 整備戸数は被災者に対する意向調査等をもとに決定したが、被災者の住まいの再 建に向けた意向の変化や、退去等のため空き住戸が発生した。
- そのため、被災者向けに再募集を行ってきているほか、令和2年7月から、当住宅 を含む県が管理する沿岸部の災害公営住宅について、被災者以外の入居も可能とし ており、今後、入居率の向上が期待できる。
- 集会所においては、自治会役員会及びイベントが行われる等、整備施設の活用がな されている。

[評価]

上記のとおり、本事業によって災害公営住宅が整備され、東日本大震災津波で住宅を 失った被災者の居住の安定が図られていることから、本事業は事業目的に即した効果 を発揮していると判断する。

② コストに関して

[調査・分析]

災害公営住宅の建設に当たっては、国土交通省の定める標準建設費の範囲内で実施するとともに、「岩手県住宅復興の基本方針」(H23.10)に基づき、「災害公営住宅の整備に関する方針」(H24.10)、「岩手県災害公営住宅設計標準」(H25.1)を定め、住宅の仕様等の標準化を進めることで、住宅の基本性能を確保しながら建設コストの削減や工期の短縮を図った。

「評価]

上記のとおり、国土交通省が定める標準建設費の範囲内で実施された事業であり、住宅の仕様等の標準化を進めることで、住宅の基本性能を確保しながら建設コストの削減や工期の短縮も図られていることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
用地取得	H24 年度~H25 年度	H24 年度~H25 年度
設計	H25 年度	H25 年度~H26 年度
工事	H25 年度~H26 年度	H26 年度~H27 年度

- 設計業務において、住民の意向を踏まえた住戸タイプの修正設計に時間を要した。
- 建築工事において、入札不調が生じたほか、復旧・復興工事の本格化に伴う資機材・ 労働者の不足に対応するため、県が実施する建築工事の工期の適正化を図ったことな どから、事業期間の延長が生じた。
- 事業期間の延長に伴う入居時期の延伸については、書面及び広報誌により、入居予 定者及び被災者への周知を行った。

[評価]

上記のとおり、諸条件の変更や資材・労働者の不足に伴い事業期間が延伸したもので

あり、災害公営住宅整備のための事業期間としてやむを得ないものと考えられることから、事業の手法は妥当であったと判断する。

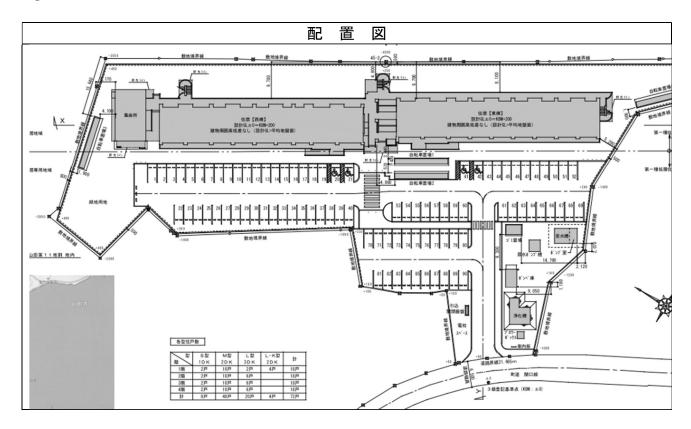
事業担当部局

岩手県 県土整備部 建築住宅課(住宅計画担当) 電話番号:019-629-5934

D-4-2 災害公営住宅整備事業 山田北·中部地区

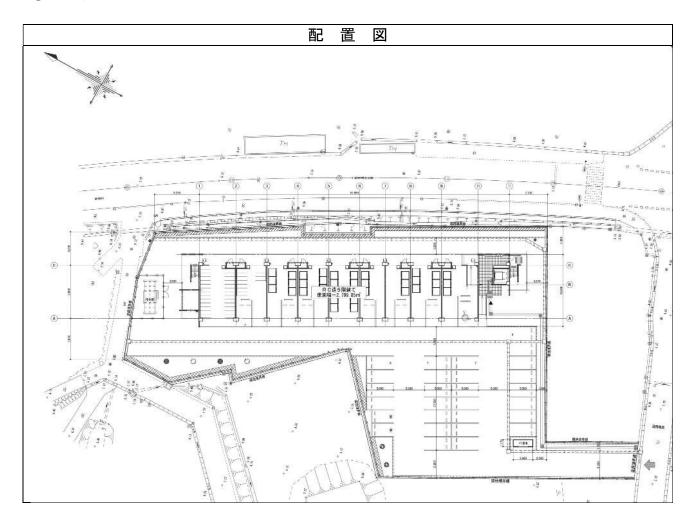


① 北浜地区





② 大沢地区





【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 一件山田 29

事業番号 ◆D-1-6-1

事 業 名 まちづくり連携道路調査事業(道路) (大沢地区)(主)重茂半島線

事 業 費 総額 0.18 億円 (国費 0.15 億円)

(内訳: 測量試験費 0.18 億円)

事業期間 平成 24 年度

事業目的

山田町の復興まちづくりと一体となった道路整備を実施するためには、町の復興計画と 道路計画との調整を継続的に実施することが不可欠である。

本事業は、基幹事業(まちづくり連携道路整備事業)と復興計画との調整を図るととも に、事業実施事前調査設計等を行い、円滑な事業執行を推進するために実施するもの。

事業地区

山田町 ※別紙の図面を参照

事業結果

○ 大沢~浜川目地区:図化、道路予備設計、環境調査

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

津波浸水範囲や漁業集落防災機能強化事業及び土地区画整理事業を考慮した事業 実施事前調査設計を行うことによって、基幹事業の円滑な事業執行を図ることができ た。

[評価]

上記のとおり、本事業によって、基幹事業と山田町復興計画との調整が図られ、基 幹事業の円滑な執行に寄与していることから、本事業は事業目的に即した効果を発揮 していると判断する。

② コストに関して

「調査・分析〕

- 岩手県会計規則等に基づき契約手続きを行っており、事業費積算においては設 計業務等標準積算基準書等の算定根拠を用いている。
- 〇 残土又は不足土が大量に発生しないルートを検討するとによって、基幹事業 におけるコスト縮減に努めながら調査設計を進めた。

[評価]

上記のとおり、設計業務等標準積算基準書等の根拠に基づき算定された事業費の 範囲内で、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であることから、 本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
測量・調査・設計	平成 24 年度	平成 24 年度

○ 基幹事業の着手に影響を与えることのないよう、山田町復興計画との調整を図

り、早期に効果的な事業の実施を果たすことができた。

[評価]

上記のとおり、当初の計画に基づき本事業を実施したことによって、基幹事業の 早期着手につながったことから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

岩手県 県土整備部 道路建設課 電話番号: 019-629-5869

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 一件山田 30

事業番号 ◆D-4-1-1

事 業 名 災害公営住宅駐車場整備事業(山田町)

事 業 費 総額 0.04 億円 (国費 0.04 億円)

(内訳:工事費 0.04 億円)

事業期間 平成 24 年度 ~ 平成 25 年度

事業目的

災害公営住宅の建設に合わせ、駐車場を整備することで、入居する被災者の利便性の向上を図り、生活再建を支援するもの。

事業地区

山田町 豊間根地区

事業結果

駐車区画数:80区画 (当該事業地区における住戸整備戸数:72戸)

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

駐車区画数の決定に際しては、一世帯で複数の自家用車を所有する世帯も多い地域特性を考慮して、住戸数以上の駐車区画数を確保し、入居者の利便性の向上を図った。 「評価〕

上記のとおり、駐車場の整備によって入居者の利便性向上が図られ、生活再建に寄与していることから、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると判断する。

② コストに関して

「調査・分析]

- 岩手県会計規則等に基づき、契約手続きを行っている。
- 〇 基幹事業(災害復興公営住宅等整備事業 豊間根地区)と一体として事業を実施することで、コストの削減や工期の短縮を図った。

[評価]

上記のとおり、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であり、基幹 事業と一体として実施することによって、コスト削減等が図られていることから、本 事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

「調査・分析〕

想定事業期間	実際の事業期間
H24 年度~H25 年度	H24 年度~H25 年度

〇 基幹事業(災害復興公営住宅等整備事業 豊間根地区)と一体として事業を実施することで、コストの削減や工期の短縮を図った。

[評価]

上記のとおり、基幹事業と一体として実施することによって、コストの削減や工期の短縮を図り、想定した事業期間で事業を完了していることから、事業の手法は妥当であったと判断する。

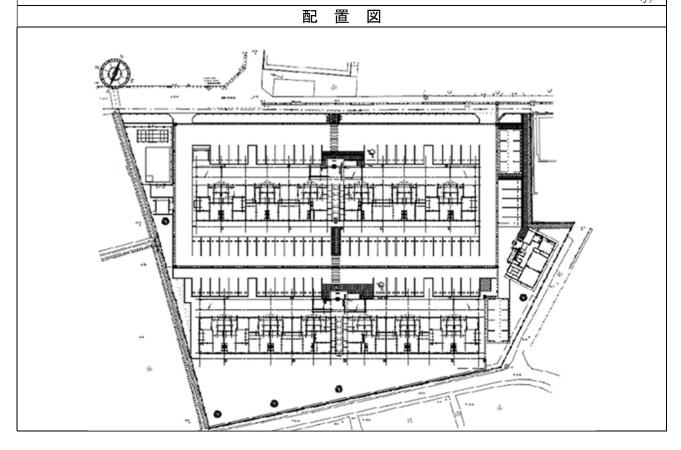
事業担当部局

岩手県 県土整備部 建築住宅課 電話番号:019-629-5934

◆D-4-1 災害公営住宅駐車場整備事業(山田町)



号)







事業番号 ◆D-4-1-2

事 業 名 県営住宅システム改修事業 (山田町)

事 業 費 総額 0.01 億円(国費 0.01 億円)※他の事業地区との合同事業であり、事業 (内訳:委託費0.01億円) 費は6事業地区で按分している。

事業期間 平成 24 年度

事業目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた山田町沿岸部において、住宅を失った被災者の 居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。

本事業は、基幹事業として実施する災害公営住宅の整備に伴い、入居要件の特例に係る システム改修を行い、適正な入居者管理を行うことにより、被災者の生活再建を支援する ものである。

事業地区

山田町 ※別紙の図面を参照

事業結果

- 〇 災害公営住宅の機能追加 従来の県営住宅と同様に入居者管理を行うため、新規で災害公営住宅のコードを設 けた。
- 入居要件の特例等に係る機能追加 敷金免除に伴い、敷金の納入がなくとも通常の入居者管理を行うよう調整を行っ た。
- 特別家賃低減措置への対応 収入月額が8万円以下の入居者について、10年間の特別家賃減額措置を適用する よう機能を追加した。

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

「調査・分析〕

〇 令和2年8月末現在、4団地(豊間根、大沢、北浜、織笠)231戸を管理してい る。

(参考) 令和3年5月6日時点

管理戸数:231戸、入居世帯数:192戸

- 新規入居者登録において、敷金が免除され、免除の承認書が発行されている。ま た、入居後は通常に家賃・駐車場利用料について適正に管理されている。
- 収入額が8万円以下の場合、新規入居時及び毎年の家賃決定時等において、自動 的に特別家賃低減措置を適用した家賃が算出され、減免承認書が発行されている。
- 特別家賃低減措置が適用された住戸において、管理開始6年目以降に減額率が

 通 減する計算が適正に行われ、適正な時期に減免承認書が発行されている。

「評価)

上記のとおり、システムの改修によって、適正な入居者管理が行われ、被災者の生 活再建に寄与していることから、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると 考える。

② コストに関して

「調査・分析]

- 地方自治法施行令等に基づき契約手続きを行っており、積算においては予算調整 課(現:財政課)提示のソフトウェア開発単価を算定根拠として用いている。
- 改修内容の決定においては、詳細なシステムの仕様確認と運用実態の把握により、必要最低限の改修となるよう努めている。

[評価]

上記のとおり、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であり、詳細なシステムの仕様確認や運営実態の把握によって、必要最低限の改修となるよう努めていることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

 mi — 73 Mi		
	想定事業期間	実際の事業期間
システム改修	平成 24 年度	平成 24 年度

〇 災害公営住宅の建設に合わせ、本事業のシステム改修は想定した事業期間で完 了することができた。

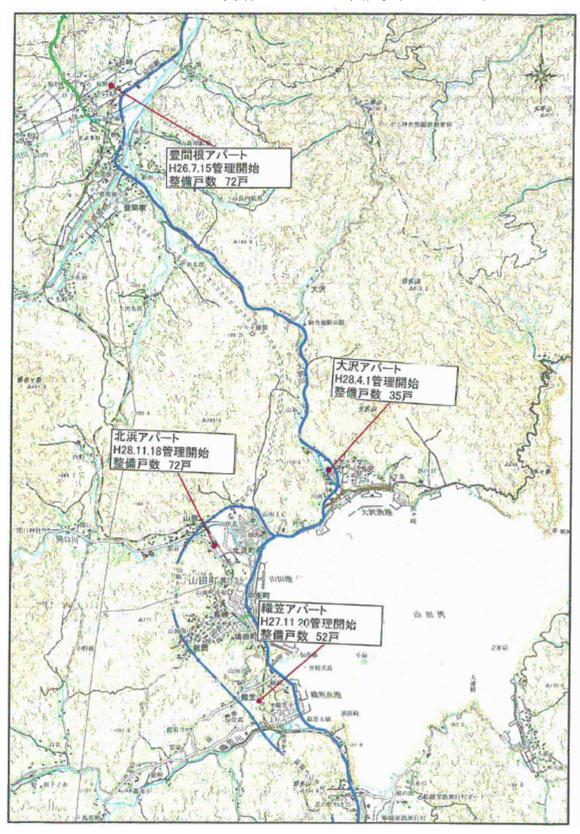
「評価」

上記のとおり、当初の事業計画に基づき本事業を実施し、災害公営住宅における適 正な入居者管理につながったことから、本事業の手法は妥当であったと判断する

事業担当部局

岩手県 県土整備部 建築住宅課(住宅管理担当) 電話番号:019-629-5931

◆D-4-1-2 県営住宅システム改修事業 (山田町)



【位置図】

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 一件山田 32

事業番号 ◆D-4-2-1

事 業 名 災害公営住宅駐車場整備事業 山田北・中部地区

事 業 費 総額 0.06 億円 (国費 0.05 億円)

(内訳:工事費 0.06 億円)

事業期間 平成 27 年度 ~ 平成 28 年度

事業目的

災害公営住宅の建設に合わせ、駐車場を整備することで、入居する被災者の利便性の向上を図り、生活再建を支援するもの。

事業地区

山田町 大沢地区、北浜地区 ※別紙の図面・写真を参照

事業結果

団地整備地区	駐車区画数	住戸整備戸数
大沢地区	35	35
北浜地区	97	72
合計	132	107

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

駐車区画数の決定に際しては、一世帯で複数の自家用車を所有する世帯も多い地域特性を考慮して、住戸数以上の駐車区画数を確保し、入居者の利便性の向上を図った。 「評価

上記のとおり、駐車場の整備によって入居者の利便性向上が図られ、生活再建に寄与していることから、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると判断する。

② コストに関して

[調査・分析]

- 岩手県会計規則等に基づき、契約手続きを行っている。
- 〇 基幹事業(災害公営住宅整備事業)と一体として事業を実施することで、コストの削減や工期の短縮を図った。

[評価]

上記のとおり、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であり、基幹 事業と一体として実施することによって、コスト削減等が図られていることから、本 事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

「調査・分析]

想定事業期間	実際の事業期間	
H24 年度~H28 年度	H27 年度~H28 年度	

○ 基幹事業(災害公営住宅整備事業)と一体として事業を実施することで、コスト の削減や工期の短縮を図った。

[評価]

上記のとおり、基幹事業と一体として実施することによって、コストの削減や工期の短縮を図り、想定した事業期間で事業を完了していることから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

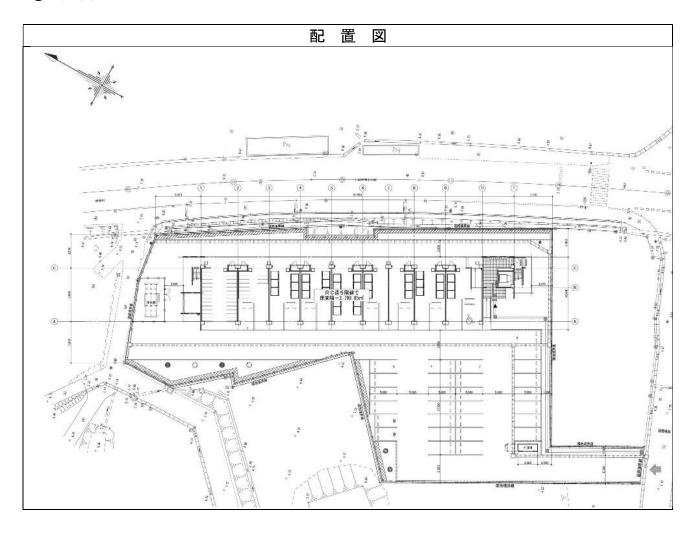
岩手県 県土整備部 建築住宅課 電話番号:019-629-5934

◆D-4-2-1 災害公営住宅駐車場整備事業 山田北·中部地区

団地整備地区:大沢地区、北浜地区



① 大沢地区



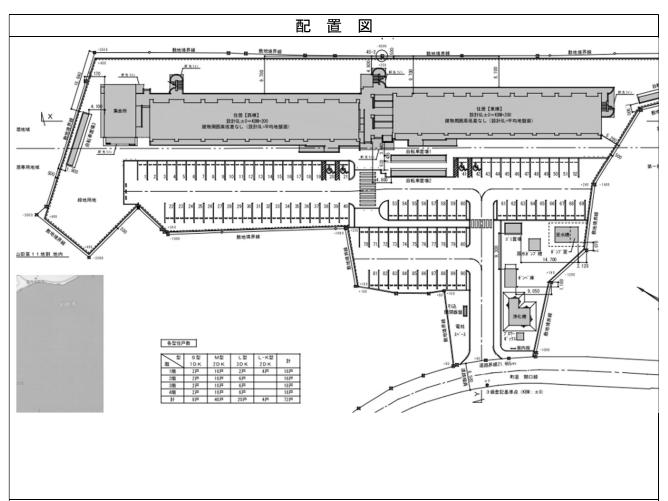
外 観・駐 車 場 ①



外 観・駐 車 場 ②



② 北浜地区



外 観·駐 車 場 ①



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 一件山田 68

事業番号 ◆A-4-2-1

事 業 名 埋蔵文化財発掘調査迅速化事業(山田町)

事 業 費 総額 0.00005 億円 (国費 0.00004 億円)

※他の事業地区との合同事業であり、 事業費は事業地区で按分している。

(内訳:旅費 0.00005 億円)

事業期間 平成24年度

事業目的

東日本大震災津波に伴う復興事業の実施に当たり、事業エリア内での埋蔵文化財の把握並 びに発掘調査をいかに迅速に行うかが大きな課題となっていた。

復興交付金基幹事業として実施する発掘調査の諸工程の中で、最も専門的な技術を有し、かつ時間を要する記録作成作業に最新のデジタル技術を導入して作業時間の短縮を図るため、本事業によって、発掘調査担当者がデジタル機器を利用できるように、操作技術等の講習会を実施するものである。

事業地区

山田町

事業結果

県内の各事業地区の担当者を遺跡のある現地(野田村)に集合させ、最新のデジタル機器 等に関する専門技術を習得するため、外部講師による講習会を実施した。

〇 開催日 平成 24 年 11 月 21 日

〇 開催場所 野田村新館遺跡

〇 講師 奈良文化財総合研究所職員

〇 対象事業地区 宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、田野畑

村、野田村

○ 参加者数 約30名(うち、本事業地区からの参加者1名)

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

「調査・分析]

本事業の実施に伴い、発掘調査担当者が最新のデジタル機器等に関する操作方法等を習得したことによって、埋蔵文化財発掘調査の迅速な実施につながった。

[評価]

上記のとおり、本事業によって発掘調査担当者の技術習得が図られ、迅速な調査の 実施につながったことから、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると判断す る。

② コストに関して

[調査・分析]

- 岩手県会計規則等に基づき旅費を支給している。
- 他地域の調査に係る分も一括して実施することにより、コスト削減につなげた。 [評価]

上記のとおり、会計規則等に基づき行われた事業であり、他の事業地区と一括して 実施することによってコストの削減も図られたことから、本事業に要したコストは妥 当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
講習会	平成 24 年度	平成 24 年度

○ 埋蔵文化財の発掘調査に先立ち、本事業の講習会は計画したとおりの時期に開催することができた。

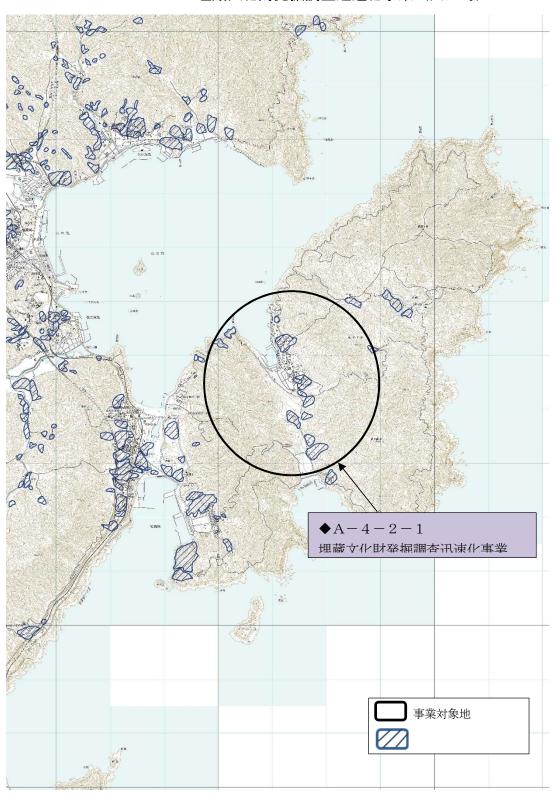
[評価]

上記のとおり、当初の事業計画に基づき実施し、発掘調査の迅速な実施につながったことから、本事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

岩手県 教育委員会 生涯学習文化財課 電話番号:019-629-6182

◆A-4-2-1 埋蔵文化財発掘調査迅速化事業(山田町)



【位置図】



【講習会の様子】

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 一件山田 69

事業番号 ◆D-4-2-2

事 業 名 住宅再建相談会(山田町)

事 業 費 総額 0.02 億円 (国費 0.02 億円)

(内訳:委託料0.02億円)

事業期間 平成24年度 ~ 平成27年度

事業目的

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた地域において、基幹事業として実施する災害 公営住宅整備と一体となり、関係機関が被災者からの住宅再建に関する相談に応じる「住宅 再建相談会」を開催し、住宅を失った被災者の円滑な住宅再建を支援するもの。

事業地区

山田町 ※別添の図面を参照

事業結果

○ 住宅再建相談会の開催(会場:山田町役場、町内各応急仮設住宅) 町内各所を会場に被災者を対象とした住宅再建相談会を開催した。

年度	開催回数(回)	参加者数(人)	相談者数(組)
H24	1	42	19
H25	2	73	41
H26	9	135	81
H27	10	193	123
合計	22	443	264

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

原則として公的支援制度等の説明会及び個別相談会の2部構成で実施。

住宅再建相談会において延べ443人、264組から住宅再建に関する相談を受け付け、 多くの被災者の住宅再建に関する疑問や不安に対応することができた。

〈参考〉住宅再建相談会アンケート実施結果(県全体)

- 説明会は役に立った 5点満点中4点以上 69.1%
- ・相談会は役に立った 同上

69.7%

・普段の情報提供についての満足度(5点満点) 5点満点中2点以下 21.7%

[評価]

上記のとおり、相談会の開催によって、多くの被災者の住宅再建に関する疑問や不安に対しての相談に乗ることができたことから、被災者の住まいの再建に向けて、本事業は目的に即した効果を発揮していると判断する。

② コストに関して

[調査・分析]

岩手県会計規則等に基づき、事業を委託実施している。

「評価)

上記のとおり、会計規則等に基づく委託契約を経て実施された事業であることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

想定事業期間	実際の事業期間	
平成 24 年度~平成 27 年度	平成 24 年度~平成 27 年度	

○ 想定した事業期間において、多くの被災者の参加を得ることができ、被災者のニーズに対応した事業手法であった考える。

[評価]

上記のとおり、想定した事業期間において、多くの被災者が相談会に参加しており、 被災者の住宅再建に関する疑問や不安に対しての相談に乗ることができたことから、 事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

岩手県 県土整備部 建築住宅課 電話番号:019-629-5934

◆D-4-2-2 住宅再建相談会(山田町)



【位置図】

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 基幹山田 81

事業番号 C-1-4

事 業 名 復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画) 山田地区

事 業 費 総額 0.03 億円 (国費 0.03 億円)

(内訳:委託料0.03億円)

事業期間 平成 24 年度~平成 27 年度

事業目的

東日本大震災津波によって本地区の農地は被害を受けた。地域の復興に向け、効率的な農業生産の実現を図るための区画整理事業を実施するに当たり、本事業において、地区の事業計画や換地計画等を策定するもの。

事業地区

山田町 山田地区(大沢工区、大浦工区) ※別紙の図面を参照

事業結果

〇 実施計画策定、換地計画策定等(平成28年3月) [区画整理8.5ha(大沢工区5.2ha、大浦工区3.3ha)]

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

本実施計画に基づいて整備事業が災害復旧と一体的に行われ、10a 区画から現況の 地形勾配にあわせた 20a~30a への区画形質の改善、用排水路と農道の整備、換地に よる農地集団化が図られ、農業経営基盤の強化につながった。

[評価]

上記のとおり、本事業で作成した計画に基づき、区画形質の改善や用排水路と農道の整備等の整備事業を実施したことによって、生産コストの低減や農地の集団化により 農業経営の基盤強化を図られたことから、本事業は目的に即した効果を発揮していると 判断する。

② コストに関して

「調査・分析〕

岩手県会計規則等に基づき契約手続きを行っており、事業費積算においては、土 地改良工事積算基準(調査・測量・設計)等の算定根拠を用いている。

「評価」

上記のとおり、土地改良工事積算基準等の根拠を用いて算定した事業費の範囲内で、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
実施計画	平成 24 年度~平成 27 年度	平成 24 年度~平成 27 年度

〇 関係機関や関係者との調整を適時・適切に行い、想定事業期間内に事業完了することができた。

[評価]

上記のとおり、関係機関等との効果的な調整を図り、想定事業期間内で事業を完了 していることから、本事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

岩手県 農林水産部 農村計画課 電話番号:019-629-5666

C-1-4 復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画) 山田地区

【大沢工区】

(位置図)



(計画平面図)

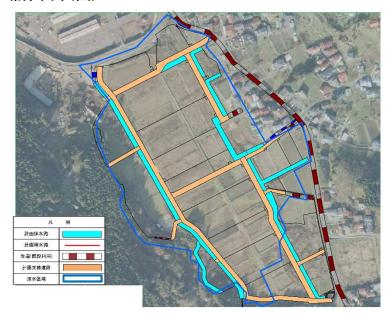


【大浦工区】

(位置図)



(計画平面図)



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 基幹山田 83

事業番号 D-4-8

事 業 名 災害公営住宅整備事業 山田南部②地区(山田町)

事 業 費 総額 15.2 億円 (国費 13.3 億円)

(内訳: 用地補償費 0.8 億円、設計費 0.9 億円、工事費 13.5 億円)

事業期間 H24 年度~H27 年度

事業目的

東日本大震災津波によって、山田町は全壊 2,762 戸、半壊 405 戸などの家屋被害を受けた。このため、恒久的な住宅として災害公営住宅を整備することにより、東日本大震災津波で住宅を失った被災者の居住の安定を図るものである。

本事業は、山田町と締結した災害公営住宅の整備に係る協定書に基づき、災害公営住宅 52 戸を整備したものである。

事業地区

山田町 妻の神地区 ※別紙の図面・写真を参照

事業結果〔整備概要〕

○ 団地整備地区 妻の神地区(織笠 AP)

○ 整備戸数 52 戸(1 DK:4 戸、2 DK:34 戸、3 DK:14 戸)

○ 構造・規模 鉄筋コンクリート造4階建て2棟 延べ床面積3.164.68 m²

〇 付帯施設 集会所、駐車場、自転車置場

〇 入居開始時期 H27 年 11 月

○ その他 整備:県、管理:県

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

- 東日本大震災津波により被災された方が入居し、住まいの再建が果たされている。
- 令和2年3月末時点で、整備戸数52戸のうち46戸が入居中である。
- 整備戸数は被災者に対する意向調査等をもとに決定したが、被災者の住まい の再建に向けた意向の変化や、退去等のため空き住戸が発生した。
- そのため、被災者向けに再募集を行ってきているほか、令和2年7月から、 当住宅を含む県が管理する沿岸部の災害公営住宅について、被災者以外の入居 も可能としており、今後、入居率の向上が期待できる。

【入居率】

令和2年3月末時点 46 戸/52 戸=88.46%

令和4年3月末時点 47 戸/52 戸=90.38%

【退居世帯数】

10戸(入居開始~令和4年3月末時点)

○ 集会所においては、自治会役員会及びイベントが行われる等、整備施設の活用がなされている。

[評価]

上記のとおり、本事業によって災害公営住宅が整備され、東日本大震災津波で 住宅を失った被災者の居住の安定が図られていることから、本事業は事業目的に 即した効果を発揮していると判断する。

② コストに関して

[調査・分析]

- 〇 災害公営住宅の建設に当たっては、国土交通省の定める標準建設費の範囲内で実施するとともに、「岩手県復興住宅の基本方針」(H23.10)に基づき、「災害公営住宅の整備に関する方針」(H24.10)、「岩手県災害公営住宅設計標準」(H25.1)を定め、住宅の仕様等の標準化を進めることで、住宅の基本性能を確保しながら建設コストの削減や工期の短縮を図った。
- また、当団地においては、入居意向の変化を踏まえた戸数調整 (△18 戸) を 的確に行ったほか、地質調査数量の見直しや地盤改良の工法見直し等により、 コスト縮減に努めた。

[評価]

上記のとおり、国土交通省が定める標準建設費の範囲内で実施された事業であり、住宅の仕様等の標準化を進めることで、住宅の基本性能を確保しながら建設コストの削減や工期の短縮も図られていることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
用地取得	H23 年度~H25 年度	H24 年度~H25 年度
設計	H25 年度	H25 年度~H26 年度
工事	H25 年度~H26 年度	H26 年度~H27 年度

- 手続きや設計・工事期間の短縮を図るため、設計・施工一括発注方式を採用 して、整備を行った。
- 設計業務において、住民の入居意向の変化を踏まえた戸数調整等に伴う修正 設計に時間を要したほか、復旧・復興工事の本格化に伴う資機材・労働者の不 足に対応するため、県が実施する建築工事の工期の適正化を図ったことから、 事業期間の延長が生じた。

なお、設計・施行一括選定方式による施工確保の優位性などから、同時期に設計に着手した大沢地区(直接建設方式)に比して、完成時期は4か月以上早くなっている。

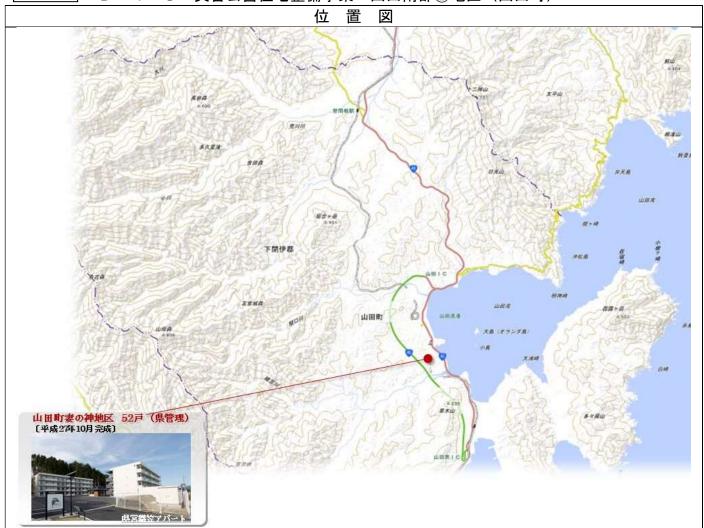
○ 事業期間の延長に伴う入居時期の延伸については、書面及び広報誌により、 入居予定者及び被災者への周知を行った。

[評価]

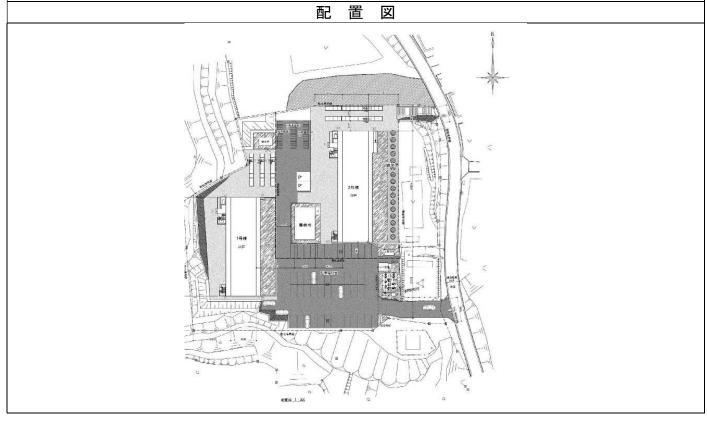
上記のとおり、諸条件の変更や資材・労働者の不足に伴い事業期間が延伸した ものであり、災害公営住宅整備のための事業期間としてやむを得ないものと考え られることから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

岩手県 県土整備部 建築住宅課(住宅計画担当) 電話番号:019-629-5934



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平 28 情複 第 1244 号)



1号棟外観 2号棟外観





集会所内部 主要内部





【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 基幹山田 84

事業番号 D-4-9

事 業 名 災害公営住宅整備事業 山田南部③

事 業 費 総額 0.1 億円 (国費 0.1 億円)

(内訳:設計費 0.1 億円)

事業期間 H26 年度~H27 年度

事業目的

東日本大震災津波によって、山田町は全壊 2,762 戸、半壊 405 戸などの家屋被害を 受けた。このため、恒久的な住宅として災害公営住宅を整備することにより、東日本 大震災津波で住宅を失った被災者の居住の安定を図るものである。

事業地区

山田町 山田南部③地区

事業結果

山田町と締結した災害公営住宅の整備に係る協定書に基づき、災害公営住宅 48 戸 を整備することとし、造成設計業務を実施した。

事業の実績に関する評価

「調査・分析〕

- 〇 災害公営住宅の整備に向け、造成設計業務を適切に実施した。
- 造成設計業務の実施中に、住民の意向調査の結果等を踏まえ、山田町の復興 整備事業全体計画が見直され、本地区が計画から除外されたことから、当該住宅 の整備事業を中止した。

[評価]

山田町の復興整備事業全体計画が見直され、本地区が計画から除外されたことか ら、当該住宅の整備事業を中止したものであり、事業の中止についてはやむを得なか ったものと判断する。

事業担当部局

岩手県 県土整備部 建築住宅課(住宅計画担当) 電話番号:019-629-5934

D-4-9 災害公営住宅整備事業 山田南部③



事業番号 ◆C-1-3-1

事 業 名 観光資源(海浜)復旧・復興計画調査事業 浦の浜地区

事 業 費 総額 0.07 億円 (国費 0.06 億円)

(内訳:委託料0.07億円)

事業期間 平成 25 年度~平成 27 年度

事業目的

本地区は、S61~H5にかけて、県営海岸環境整備事業によって、養浜工をはじめとする 海岸保全施設を整備し、町有数の海水浴場として、にぎわいをみせていた。

東日本大震災津波によって、造成された砂浜をはじめ、全ての施設が全壊又は流出した ことから、事業地区の復旧・復興に向け、景観・環境施設(砂浜等)の状況等を調査する もの。

事業地区

山田町 浦の浜地区 ※別紙の図面を参照

事業結果

〇 被災した観光資源(砂浜等)の調査(平成28年3月) 「被災状況調査等1式]

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

○ 本調査結果を活用し実施した整備事業において、砂浜再生と関連施設の整備を 行い、「浦の浜海水浴場」の復旧を図ることができた。

(平成29年7月に海開きが実施され、来客数が年々増加している。)

【来客数の推移 H29:834 人、H30:3,307 人、R1:4,644 人、R2:8,646 人】

○ 基幹事業(漁港環境整備事業)の整備とともに、住民の憩いと交流の場であっ た浦の浜海水浴場が復旧したことによって、にぎわいのあるまちづくりに寄与す ることができた。

「評価)

上記のとおり、本事業の調査結果を活用し、砂浜再生と関連施設の整備が行われ、 にぎわいのあるまちづくりに寄与していることから、本事業は目的に即した効果を 発揮していると判断する。

② コストに関して

「調査・分析〕

岩手県会計規則等に基づき契約手続きを行っており、事業費積算においては、土 地改良工事積算基準(調査・測量・設計)のほか、参考見積を徴収するなどして算 定している。

「評価)

上記のとおり、土地改良工事積算基準等の根拠を用いて算定した事業費の範囲内 で、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であることから、本事業 に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
実施計画	平成 25 年度~平成 27 年度	平成 25 年度~平成 27 年度

○ 関係機関や関係者との調整を適時・適切に行い、想定事業期間内に事業完了する ことができた。

[評価]

上記のとおり、関係機関等との効果的な調整を図りながら、想定事業期間内で事業を完了していることから、本事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

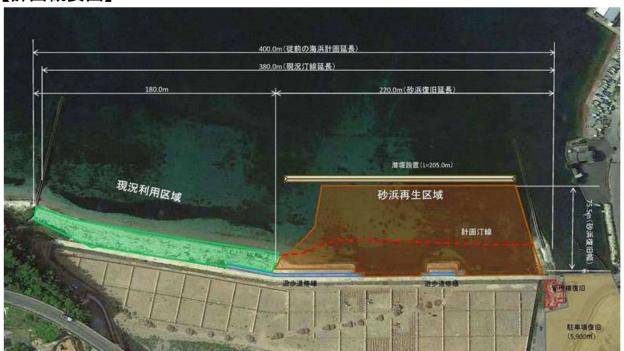
岩手県 農林水産部 農村計画課 電話番号:019-629-5666

____ ◆C-1-3-1 観光資源(海浜)復旧・復興計画調査事業 浦の浜地区

【位置図】



【計画概要図】



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 一件山田 93

事業番号 ◆D-4-7-1

事 業 名 災害公営住宅駐車場整備事業 南部・船越

事 業 費 総額 0.03 億円 (国費 0.02 億円)

(内訳:工事費 0.03 億円)

事業期間 平成 27 年度

事業目的

災害公営住宅の建設に合わせ、駐車場を整備することで、入居する被災者の利便性の向上を図り、生活再建を支援するもの。

事業地区

山田町 妻の神(織笠)地区 ※別紙の図面・写真を参照

事業結果

駐車区画数:13区画 (当該事業地区における住戸整備戸数:13戸)

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

災害公営住宅の整備に合わせて駐車場を整備し、入居者の利便性向上を図った。

[評価]

上記のとおり、駐車場の整備によって入居者の利便性向上が図られ、生活再建に寄 与していることから、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると判断する。

② コストに関して

[調査・分析]

- 岩手県会計規則等に基づき、契約手続きを行っている。
- 基幹事業(災害公営住宅整備事業)と一体として事業を実施することで、コスト の削減や工期の短縮を図った。

[評価]

上記のとおり、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であり、基幹 事業と一体として実施することによって、コスト削減等が図られていることから、本 事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

想定事業期間	実際の事業期間
H25 年度~H30 年度	H27 年度

- 〇 想定事業期間は、基幹事業(災害公営住宅整備事業)に合わせて想定を行っており、基幹事業の完成年度と同じ平成27年度に事業が完了している。
- 基幹事業と一体として事業を実施することで、コストの削減や工期の短縮を図った。

[評価]

上記のとおり、基幹事業と一体として実施することによって、コストの削減や工期の短縮を図り、想定した事業期間で事業を完了していることから、事業の手法は妥当であったと判断する。

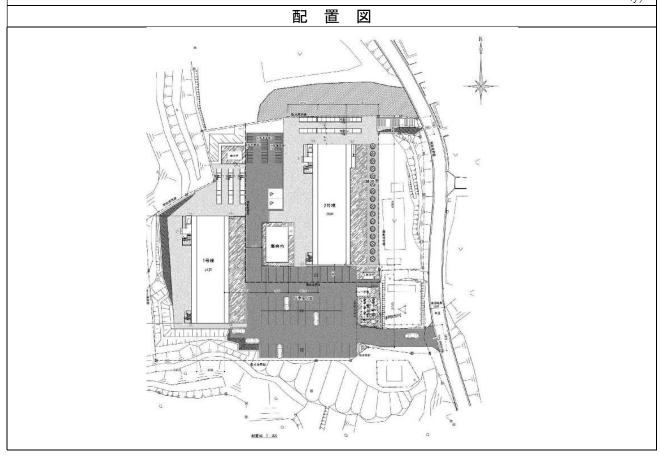
事業担当部局

岩手県 県土整備部 建築住宅課 電話番号:019-629-5934

◆D-4-7-1 災害公営住宅駐車場整備事業 南部・船越



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平 28 情複 第 1244





復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】 一括山田

事業番号 ★D-23-7-2

事業名 浦の浜地区砂浜復旧事業

事 業 費 総額 2.96 億円 (国費 2.37 億円)

(内訳:設計費 0.09 億円、工事費 2.87 億円)

事業期間 平成 26 年度 ~ 平成 28 年度

事業目的

復興まちづくり(防災集団移転促進事業 船越地区)と併せて、被災した浦の浜海水浴場を復旧することによって、船越地区の憩いの場を創出し、にぎわいの再生を図るもの。

事業地区

山田町 船越地区 (浦の浜) ※別紙の図面・写真参照

事業結果[整備概要]

浦の浜海水浴場の復旧

- 〇 養浜工(潜堤、防砂堤、砂浜) 220m×75.5m
- 〇 管理棟 1棟
- 駐車場(舗装修繕等) 5.900 m² ほか

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

本事業箇所は基幹事業(防災集団移転促進事業)に隣接しており、当該事業による 住宅再建の進捗に合わせ、住民の憩いと交流の場であった「浦の浜海水浴場」を復旧 することによって、にぎわいのあるまちづくりに大きく寄与した。

(平成29年7月に海開きが実施され、来客数が年々増加している。)

【来客数の推移 H29:834 人、H30:3,307 人、R1:4,644 人、R2:8,646 人】

[評価]

上記のとおり、基幹事業(防災集団移転促進事業)の進捗に合わせ、浦の浜海水浴場が整備されたことによって、にぎわいのあるまちづくりに寄与していることから、本事業は目的に即した効果を発揮していると判断する。

② コストに関して

[調査・分析]

- 事業費積算については、土地改良工事積算基準等の算定根拠を用いており、また、 岩手県会計規則等に基づき契約事務を行っている。
- 被災状況により復旧範囲を限定するなど、事業地区の状況に合わせた復旧に取り 組むことによって、事業費縮減に努めた。

[評価]

上記のとおり、会計規則等に基づく契約手続きを経て実施された事業であり、事業 地区の状況に合わせて復旧範囲を限定するなど、コスト縮減に努めていることから、 本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
測量・設計	平成 26 年度~平成 27 年度	平成 26 年度~平成 27 年度
工事	平成 27 年度	平成 28 年度

○ 整備予定地に生息する希少種の保護等が必要であることが判明し、関係機関との協議調整に基づき事業計画を見直したため、事業期間の延伸を要した。

[評価]

上記のとおり、整備予定地に生息する希少種の保護等のため、事業計画を見直し、 事業期間が延伸したものであり、砂浜整備のための事業期間としてやむを得ないもの と考えられることから、本事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

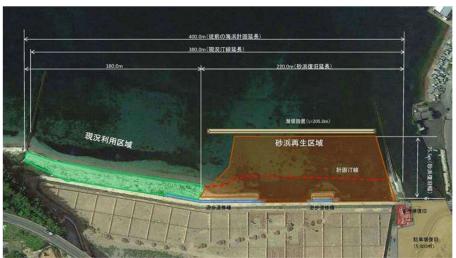
岩手県 農林水産部 農村建設課 電話番号:019-629-5686

★D-23-7-2 浦の浜地区砂浜復旧事業

【位置図】







【被災状況】

【施工状況】





【工事完了】



